

「技能実習制度運用要領」の改正に伴い 優良認定基準に新項目が追加されました

2020年11月の運用要領改定により、一部の優良認定基準項目及び配点の変更となりましたが、1年間の猶予期間を経て、昨年11月からは、すべての計画認定申請において新配点が摘要されています。新たな優良認定基準は20項目、全体の6割以上の加点(150点満点で90点以上)で優良の認定を受けることができます。今回追加された項目は、以下の3つです。

追加された優良認定基準(実習実施者用)

- 1) 他の監理団体・実習実施者において技能実習の継続が困難となった技能実習生に対し、引き続き技能実習を行う機会を与えるため、監理団体を通じて「実習先変更支援サイト」に受入れ可能人数の登録を行っていること。
▶当該サイトへの登録完了後、すぐに加点されます。実習生の移籍引き受けを誓約するものではありませんので、積極的な登録をお願いします。 最大10点
- 2) 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生の転籍・引受けを行ったこと。
▶旧配点では5点の配点でしたが、新配点では「基本人数枠未満の受入れで15点」「それ以上の受入れで25点」と大幅な引き上げとなりました。なお、監理団体の内外の別は問われません。 最大25点
- 3) 技能実習生の住環境向上にむけて、寝室要件を満たした個室(非常階段、消火設備、床の間・押入を除く4.5㎡以上)を確保し、また、技能実習責任者の管理の元、感染症対策がなされた施設であること。
▶受け入れるすべての技能実習生が、住環境・感染症対策要件を満たす必要があります。 最大5点

長引く新型コロナウイルス感染症の影響による移籍の増加をはじめ、感染症対策や個室確保といった企業の取組みが、優良認定基準にも取り入れられた結果となりました。「第1号技能実習生の受入人数枠拡大」及び「第3号技能実習への移行」という拡充措置を継続して利用されたい企業については、認定基準への該当性について、日頃から現状把握と対策に努める必要があります。

一般監理事業許可 + 優良認定基準

監理団体が一般監理事業の許可を受けるためには、監理事業計画の立案や適切な監理体制の構築とともに、優良認定基準を満たす必要があります。当組合は、当該許可を受けてからまもなく5年が経過するため、本年度は更新手続を行う必要があります。監理団体用の優良認定基準は、自助努力によるもの他、傘下実習実施者の加点が影響するものもあり、まさに団体総力戦です。以下は、高配点項目に対応する当組合加点状況です。(2月末時点)

高配点項目の優良認定基準(監理団体用)

- 1) 監理事業に関与する常勤役職員と実習実施者の比率が、実習監理を行ううえで適切であること。
▶常勤役職員1人につき5社の実習監理体制で15点、1人につき7社の体制で10点の配点があります。 最大15点
eco 常勤役職員24人：実習実施者85社 15点獲得
- 2) 過去3技能実習事業年度の2・3級の技能検定〔技能実習評価試験専門級・上級等〕の実技試験の合格実績があること。
▶80%の合格率で20点となります。 最大20点
※3級は実数の1.2倍、2級は実数の1.8倍で計算
eco 技能実習修了者792人／合格者752人 20点獲得
- 3) 技能実習の継続が困難となった技能実習生に対し、引き続き技能実習を行う機会を与えるため、監理団体を通じて「実習先変更支援サイト」に受入れ可能人数の登録を行っていること。
▶該当する実習実施者数が全体の「50%以上で15点」、「50%未満で10点」となります。 最大15点
eco 実習実施者85社中、登録企業数32社 10点獲得
- 4) 直近過去3年以内に、他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行い、継続が困難となった技能実習生の転籍・引受けを行ったこと。
▶該当する実習実施者数が全体の「50%以上で20点」、「50%未満で15点」となります。 最大20点
eco 実習実施者85社中、引受け2社 15点獲得

監理事業許可の取消団体の半数以上は「一般監理事業」

一般監理事業の許可は、外国人技能実習機構を通じ、厚生労働省、法務省の審査を受けますが、この審査は、監理団体側の自己申告に基づく曖昧な部分もあり、不正行為が見逃されている現状があります。現に法制化以降、虚偽の監査報告や名義貸しなどの法令違反等により、許可が取り消された31の監理団体のうち19団体は「一般監理事業」の許可を受けていたことがわかっています。こうした背景から、本年度から開始する監理団体の更新手続は、審査が厳格になることが予想されます。幸い当組合では、傘下実習実施者の一助もあり、この5年の間、改善命令等を受けることなく、監理事業を遂行することができたため、有効期限を7年として更新手続を行う予定です。

監理団体の許可区分

許可区分	取扱い可能な技能実習区分・受入人数枠※
特定監理事業	第1号 基本人数枠 第2号 基本人数枠の2倍
一般監理事業	第1号 基本人数枠の2倍 第2号 基本人数枠の4倍 第3号 基本人数枠の6倍

※受入人数枠一覧 Web掲載中

1日5,000人限定の入国制限緩和 手続や待機措置期間も大幅な緩和か！


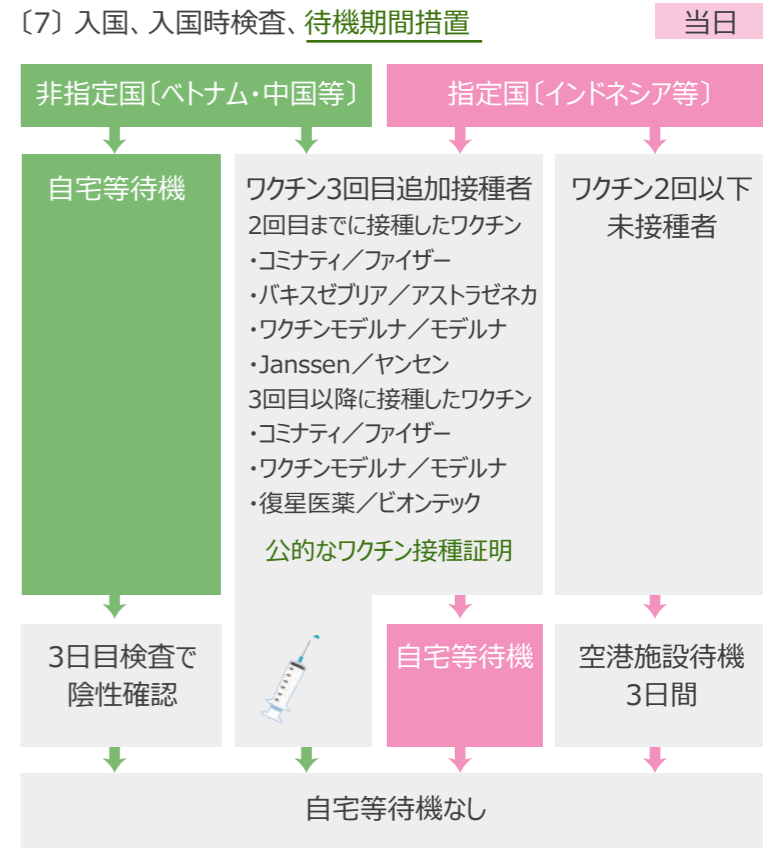
新型コロナウイルスの変異株オミクロン流行により、2月末まで入国制限が布かれていましたが、このほど「水際対策強化に係る新たな措置(27)」が公表され、1日5,000人に限り、入国が許可されることとなりました。入国手続は、厚生労働省が運営する入国者健康管理システム(ERFS)に一本化され、3月1日から開始しました。手続から入国までの流れは、以下の通りです。

入国者の手続から入国までの流れ

- (1) 入国者健康管理システム(ERFS)でID取得 即日
▶申請代行の委任状を受付中
※受入責任者は、受入れ企業の技能実習責任者・申請責任者等
- (2) 入国予定日・入国便を決定
- (3) 健康管理システム(ERFS)で申請・受付済証発行 2~3日
- (4) 受付済証を本人(送出国機関代行)へ送付
- (5) 本人(送出国機関代行)のVISA発給手続 10日~2週間
- (6) 入国前検査、「MySOS」のインストール

入国者健康居所確認アプリ(MySOS)

入国待機者が、入国前にアプリをインストールします。入国後の待機期間中は1日数回、位置情報や健康状態を求める通知が届きます。受入責任者は、本人の対応状況を確認する必要があります。

- #### (8) 活動開始
- | 第1号技能実習 | 第3号技能実習生・特定技能者 |
|---------------------------------|----------------------|
| 1ヶ月の「入国後講習」実施
待機期間措置は監理団体の宿舍 | 雇用開始
待機期間措置は企業の宿舍 |

帰国困難者(特定活動)の今後の取扱いについて

中部国際空港の離発着便は、新型コロナウイルス感染拡大の最中にあっても、インドネシア行きのみが週2便の運航を継続してきました。その後、ベトナム行きについても、自国の感染症防止対策を十分に確保するとしてうたうた、本年1月から週1便の運行が再開しています。現在、帰国困難者として在留資格「特定活動」で滞り又は就労活動をしている外国人については、有している在留期間を更新することができない可能性があります。したがって、在留期間の満了日を確認のうえ、帰国準備をお願いします。

エコ・プロジェクト協同組合からのご案内

▶入国制限緩和に伴う第1号技能実習生の入国
当組合が保有する入国後講習用の宿泊施設の収容人数の都合により、1ヶ月間の入国者を35人までに制限いたします。原則として、在留資格認定証明書の交付順に手続を進めますが、国籍・性別のほか、企業ごとに取りまとめる関係で前後することがございます。皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

広報部では、組合のBlogや各SNS等を随時更新しています。技能実習生・特定技能外国人たちの素敵な活動写真がございましたら、内容が分かるメッセージを添えてご連絡をお待ちしています。
〔広報部〕受付Mail ☎ koho@eco.coop / 担当: 園原・山下